指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可 について(回答)

北海道経済産業局長から、日高ガス協同組合(法人番号6430005009260)による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第28条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法(昭和29年法律第51号)第47条の6第1項第3号の規定に基づき行われた意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329資第5号。その後の改正を含む。)」における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすることに異存ない旨、別紙の通り北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

経済産業省

20250908 北海道第 11 号 令 和 7 年 9 月 2 2 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について(回答)

令和7年9月4日付け20250901 北海道第10号により、貴職から当委員会に 意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について は、認可することに異存ありません。